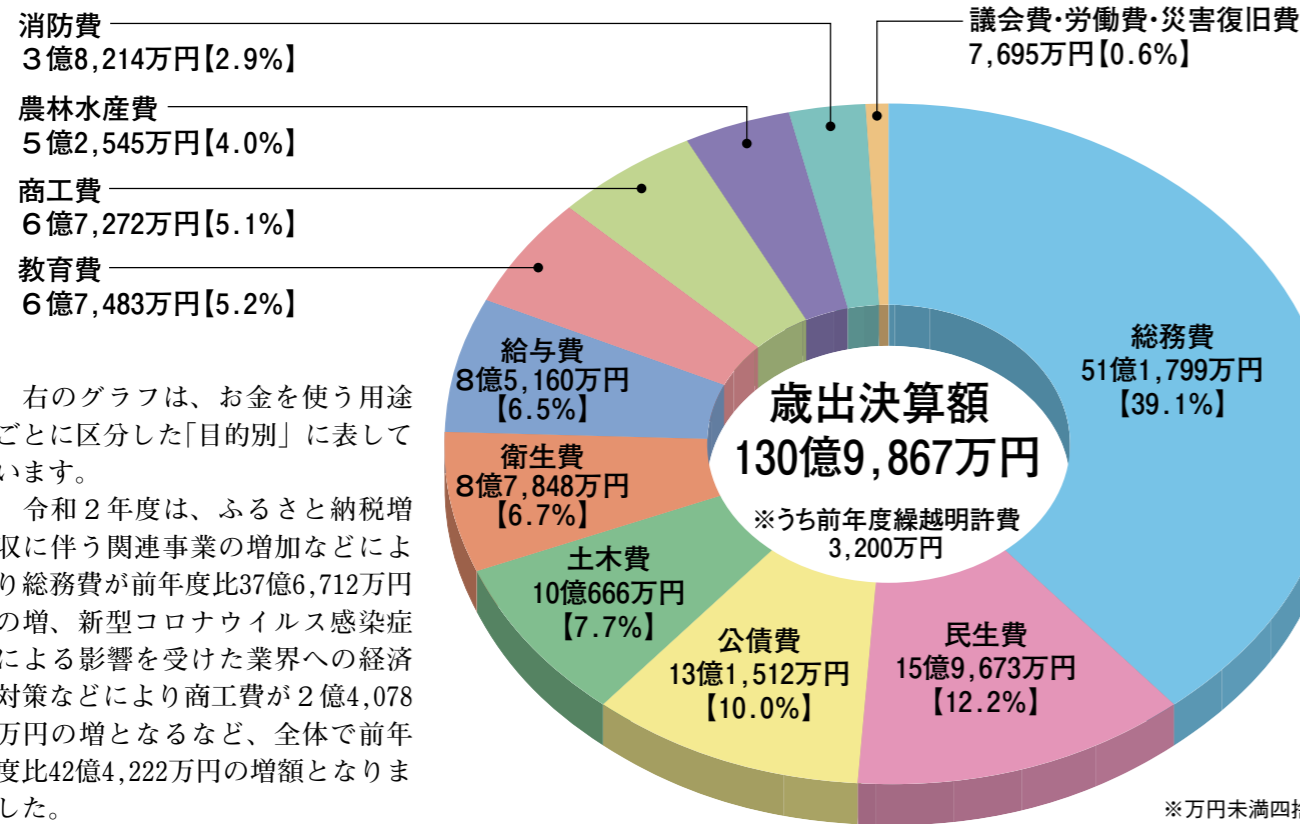


一般会計歳出

●最終予算額 132億6,677万円(うち翌年度繰越明許費 5,347万円)



右のグラフは、お金を使う用途ごとに区分した「目的別」に表しています。

令和2年度は、ふるさと納税増収に伴う関連事業の増加などにより総務費が前年度比37億6,712万円の増、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた業界への経済対策などにより商工費が2億4,078万円の増となるなど、全体で前年度比42億4,222万円の増額となりました。

特別会計・水道事業会計

単位：万円

区分	予算額 (A)	収入済額 (B)	支出済額 (C)	不用額 (A-C)	歳入歳出差引額 (B-C)	収入率 (B/A)	支出率 (C/A)
国民健康保険特別会計	104,853	94,894	94,767	10,086	127	90.5	90.4
介護保険特別会計	98,225	98,151	95,320	2,905	2,831	99.9	97.0
後期高齢者医療特別会計	13,371	13,231	13,207	164	24	99.0	98.8
温泉事業特別会計	7,869	8,005	7,343	526	662	101.7	93.3
下水道事業特別会計	40,605	40,241	40,225	380	16	99.1	99.1
計	264,923	254,522	250,862	14,061	3,660	96.1	94.7
水道事業会計(企業)	30,659	22,925	30,141	518	△7,216	74.8	98.3



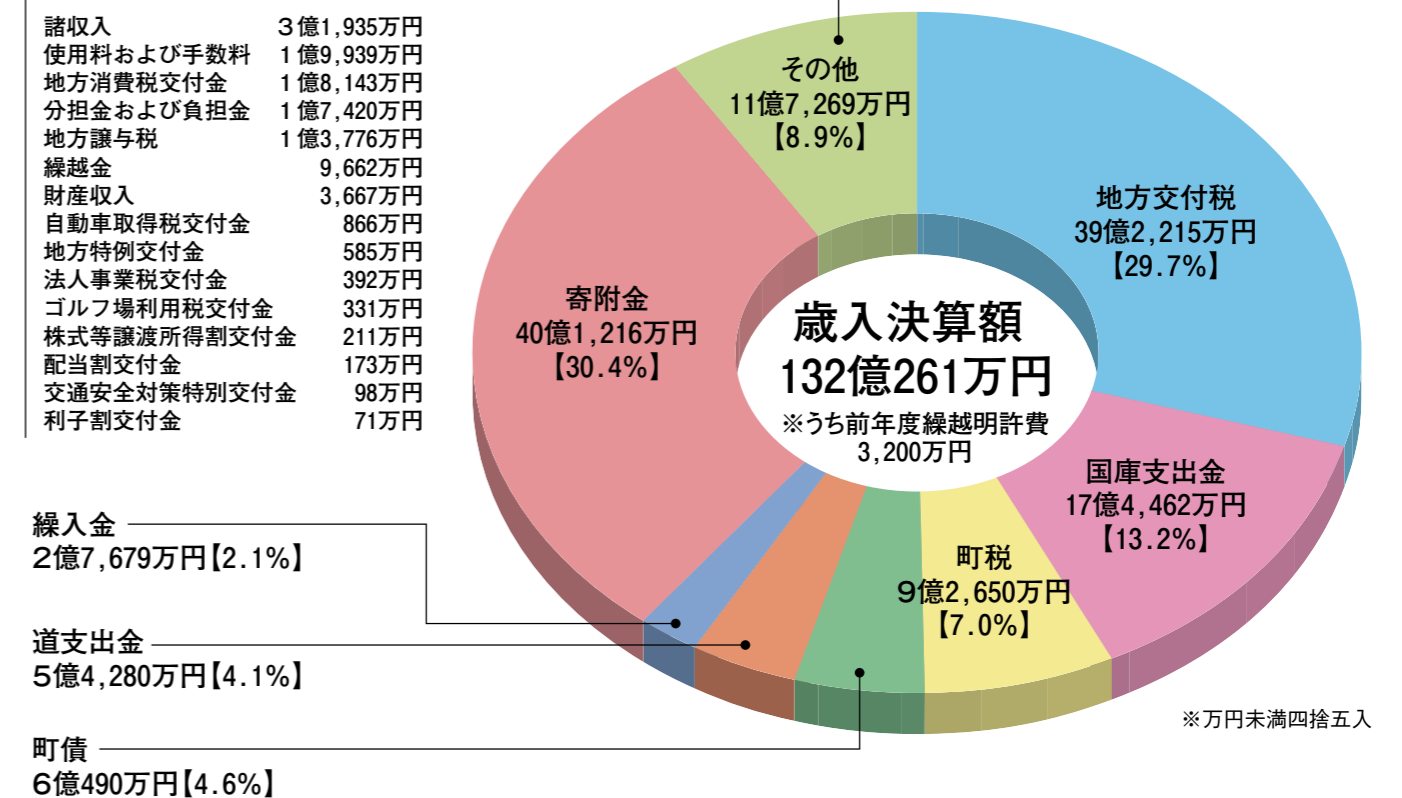
令和2年度の決算額が確定しました。町の歳出額は前年度に比べ、一般会計で147.9%増(42億4,222万円)の130億9,867万円、特別会計で1.9%増(4,845万円)の25億862万円となりました。

広報7月号には令和2年度の最終予算額などを掲載しましたが、今回は2年度決算額の状況などについてお知らせします。

●問い合わせ先●
役場まちづくり政策課財政係 ☎482-2913 (課直通)

一般会計歳入

●最終予算額 132億6,667万円(うち翌年度繰越明許費 5,347万円)



町の収入(歳入)は、皆さんに納めていただく税金や、使用料・手数料など町独自の収入「自主財源」と、地方交付税など国や北海道から配分される収入「依存財源」、町債(町の借金)などで成り立っています。

収入を構成している「自主財源」と「依存財源」で大きな割合を占めているのは地方交付税と寄附金になります。

地方交付税については前年比1億2,224万円の増額、寄附金についてはふるさと納税が堅実に伸びたことから前年比30億4,371万円の増額となっています。

冬期間の福祉灯油等購入助成申請は1月31日(月)まで

昨年11月から福祉灯油等購入助成事業の申請受付を行っています。助成を希望される方は、お早めの申請をお願いします。

申請については1世帯1回のみですので、既に申請された方は対象外です。

●助成の対象

令和3年11月1日現在、弟子屈町に住民票があり、世帯員全員の町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- **高齢者世帯**…70歳以上の方のみで構成される世帯
(ただし18歳未満(今年度18歳に達する方を含む)の児童のみと同居の場合も含む)
- **障がい者世帯**…療育手帳A判定の交付を受けている方などがある世帯
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- **ひとり親世帯**…18歳未満(今年度18歳に達する方を含む)の児童とその父または母のいずれか一方によってのみで構成される世帯

ただし、対象となる方が福祉施設に入所している世帯や、生活保護を受けている世帯、弟子屈町に生活実態のない世帯は該当しません。また、状況によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●助成の内容

▶基準額(世帯につき) 10,000円 ▶加算額(対象者1人につき) 5,000円

※申請後、順次指定された口座に振り込みます。

●申請の方法

印鑑と振込先の通帳またはキャッシュカードをお持ちのうえ、1月31日(月)までに役場福祉課または川湯支所で申請してください。※障がい者世帯の方は手帳もお持ちください。

問い合わせ先/役場福祉課地域福祉係 ☎482-2921(課直通)・川湯支所 ☎483-2043

今年度の予算と上半期の補正額

単位:万円/9月末現在

区 分	歳 入		計	区 分	歳 出		計
	当初予算額	上半期補正額			当初予算額	上半期補正額	
町 税	87,743		87,743	議 会 費	7,052		7,052
地方譲与税	12,940		12,940	総 務 費	344,482	△ 1,367	343,115
利子割交付金	120		120	民 生 費	155,063	3,178	158,241
配当割交付金	150		150	衛 生 費	67,290	6,764	74,054
株式等譲渡所得割交付金	100		100	労 働 費	186	2,067	2,253
法人事業税交付金	190		190	農林水産業費	50,401	4,039	54,440
地方消費税交付金	14,800		14,800	商 工 費	189,429	28,277	217,706
ゴルフ場利用税交付金	280		280	土 木 費	116,060	△ 2,164	113,896
環境性能割交付金	920		920	消 防 費	39,411	20	39,431
地方特例交付金	2,190		2,190	教 育 費	58,849	911	59,760
地方交付税	363,800		363,800	災害復旧費	1		1
交通安全対策特別交付金	82		82	公 債 費	135,157		135,157
分担金及び負担金	16,978		16,978	諸 支 出 金	800	△ 50	750
使用料及び手数料	20,367		20,367	給 与 費	84,219	△ 626	83,593
国庫支出金	67,547	17,219	84,766	予 備 費	700		700
道 支 出 金	50,602	4,382	54,984				
財 産 収 入	2,384		2,384				
寄 附 金	300,019	1,041	301,060				
繰 入 金	37,575	3,250	40,825				
繰 越 金	3,000	5,293	8,293				
諸 収 入	177,893	10,644	188,537				
町 債	89,420	△ 780	88,640				
計	1,249,100	41,049	1,290,149	計	1,249,100	41,049	1,290,149

財 政 用 語

- **一般会計**/行政運営の基本的な経費を計上した会計
- **特別会計**/特定の歳入・歳出を処理するための会計
- **地方交付税**/各市町村が等しく標準的な公共サービスを行うために国から交付されるお金
- **地方譲与税**/国が国税として徴収を代行しているもの(地方道路譲与税など)を市町村に一律で配分するお金
- **国庫・道支出金**/特定の目的に対して国や道から交付されるお金
- **交付金**/行政上の必要性により国から交付されるお金(地方消費税交付金、環境性能割交付金など)
- **分担金・負担金**/町が行う事業により、特定の利益を受ける人から徴収するお金(保育料、下水道受益者負担金など)
- **繰入金**/他の会計や基金(特定の目的のために積み立てたお金)から繰り入れたお金
- **公債費**/町債(町の借金)にかかる元金、利子を併せた借金返済費用
- **繰越明許費**/当該年度において支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用することができる予算

みんなで乗りきろう！弟子屈町わくわく商品券」の有効期間にご注意ください

まもなく弟子屈町わくわく商品券の利用有効期間が終了します。有効期間を過ぎた商品券は使用できませんのでご注意ください。

▶有効期間/1月16日(日)まで

※取扱店舗の方の換金請求は1月18日(火)商工会必着です

□商品券に関するお問い合わせ先/弟子屈町商工会 ☎482-2259



新型コロナウイルス関連各種支援金の相談・申請サポートを行います

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する各種支援金の相談や申請のサポートを行います。

▶会 場/町公民館1階研修室

▶日 時/1月21日(金)、27日(木) 9時30分～16時30分のうち、1事業所1時間程度

▶申 込/事前に弟子屈町商工会(☎482-2259)までお申し込みください

▶その他/申請に必要な書類について、あらかじめ商工会のチェックを受けてください

問い合わせ先/役場観光商工課 ☎482-2940(課直通)

釧路・根室広域地方税滞納整理機構

令和3年度取納状況

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、納税に応じない方や完納の目途が立たない方を対象として、町村に代わり差押えや公売などの強制的な滞納整理を行う組織です。

滞納整理機構に徴収を移管された方に対しては、預金や給与、生命保険などの差押えのほか、自宅への捜索により動産の差押えも行われます。

弟子屈町から滞納整理機構へ徴収を移管した滞納者の状況(11月末現在)

徴収移管者数	滞納金額	収納金額	収納率	完納者数
12人	386万円	216万円	56.0%	4人

完納するまで滞納処分は継続されます



- ① 捜索は事前予告なく、執行されます。
- ② 家や物置など、あらゆる場所が捜索の対象となります。
- ③④⑤ 現金や動産、自動車など、換価価値のあるものは差押えとなります。
- 町税の滞納は、町の財政を圧迫し、納期限内に納めている大多数の町民の皆さんとの公平性を欠く行為です。今後も滞納整理機構と連携しながら、滞納している税金を強制的に徴収していきます。
- もし、納税が困難な状況に陥った場合には、決してそのまま放置せず、必ず納税相談をしてください。

問い合わせ先/役場税務課 ☎482-2914(課直通)